省　令

○総務省令第六十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十三第一項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の二を次のように改める。

（指定無線設備）

第五十一条の二　法第百二条の十三第一項の規定により指定する無線設備は、次に掲げるものとする。

一　二六・一MHzを超え二八MHz未満の周波数の電波を送信に使用する無線電話の無線設備であつて、次に掲げる無線設備以外のもの

(1)　二七・五二四MHzの周波数の電波を使用する注意信号発生装置を備え付けている無線設備

(2)　航空機に施設された無線設備

二　一四四MHzを超え一四六MHz以下又は四三〇MHzを超え四四〇MHz以下の周波数の電波を送信に使用する無線電話の無線設備

三　七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、これらの周波数の電波を受信し、当該電波を増幅して送信するもの

四　八八九MHzを超え九一一MHz未満の周波数の電波を送信に使用する無線電話の無線設備であつて、基地局又は陸上移動中継局に使用される無線設備が送信する電波を受信することにより送信が制御される無線設備以外のもの

附　則

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第八号の二十中「製剤」の下に「。ただし、一アンプル中二―ブチル―三―ベンゾフラニル　四―［二―（ジエチルアミノ）エトキシ］―三・五―ジヨードフエニルケトンとして一五〇㎎以下を含有する注射剤を除く。」を加える。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第九十三号の六の次に次の一号を加える。

九十三の七　二―ブチル―三―ベンゾフラニル　四―［二―（ジエチルアミノ）エトキシ］―三・五―ジヨードフエニルケトン（別名アミオダロン）、その塩類及びそれらの製剤であつて、一アンプル中二―ブチル―三―ベンゾフラニル　四―［二―（ジエチルアミノ）エトキシ］―三・五―ジヨードフエニルケトンとして一五〇㎎以下を含有する注射剤

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第八号の二十ただし書に規定する注射剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に毒薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

○厚生労働省令第七十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十六条の五並びに第三十六条の六第二項及び第三項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条から第三十一条までの規定中「平成二十五年五月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○日本ユネスコ国内委員会規則第五号

ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第十九条の規定に基づき、日本ユネスコ国内委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

日本ユネスコ国内委員会会長　田村　哲夫

日本ユネスコ国内委員会運営規則の一部を改正する規則

日本ユネスコ国内委員会運営規則（昭和二十七年日本ユネスコ国内委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「二週間」を「一週間」に改める。

第十三条第四項中「運営小委員会に諮り」を削り、「一箇月」を「二週間」に改める。

第十九条第一項中「毎月一回」を「毎年二回国内委員会の会議の前に」に改める。

第二十二条を削る。

第二十三条中「第十条」の前に「第八条、」を加え、同条を第二十二条とする。

第二十四条の見出しを「（運営小委員会の議事録）」に改め、同条第一項及び第二項中「議事要録」を「議事録」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条第一項中「臨時に招集するものを除いては、毎年二回」を「国内委員会の委員の候補者を選考するため必要がある場合に、」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十五条とする。

第二十七条を第二十六条とする。

第二十八条中「及び第二十五条」を「、第二十三条及び第二十四条」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十八条の二を第二十八条とする。

第三十条を次のように改める。

（会議の手続等）

第三十条　第八条、第十条、第十一条第一項、第十二条、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条の規定は、各専門小委員会の会議に準用する。

第三十一条を削る。

第三十二条を第三十一条とする。

第三十三条中の「第十条」の前に「第八条、」を加え、「第二十条から第二十二条まで、第二十一条、第二十三条及び第二十四条」を「第二十条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十四条を第三十三条とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。